

育て世帯を応援します!!

※各制度の概要を記載したものです。この他にも条件がありますので、詳細は各担当にお問い合わせください。

ブックスタート

ブックスタートは、「赤ちゃんとは絵本を楽しむ時間の大切さ」を伝えながら、絵本をプレゼントする取り組みです。

○活動内容

- ・誕生証書交付時、3歳児健診時に絵本1冊配布
- ・保護者と乳児に絵本の読み聞かせ、

■問い合わせ先

健康保険課 健康長寿班（内線132・133）

幼児のフッ素塗布

むし歯予防に効果があるとされるフッ素塗布を3回、無料で実施しています。

○実施時期

- 1歳6か月児健診、2歳6か月児歯科健診、3歳児健診

■問い合わせ先

健康保険課 健康長寿班（内線132・133）

妊婦歯科健診

妊娠届出時、町内の歯科医院で歯科健診を無料で1回受診できる「妊婦歯科健診受診票」を交付しています。

■問い合わせ先

健康保険課 健康長寿班
（内線132・133）

乳児家庭全戸訪問

町保健師が生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、育児環境の確認や子育て支援を行います。

■問い合わせ先

健康保険課 健康長寿班
（内線132・133）

サンシャインスクール

保護者が労働等で昼間家庭にいない小学生に対し、授業終了後に小学校の専用教室で「放課後活動を通して、児童に生きる力を育む」ことを目的に、さまざまな学習活動や体験活動を行っています。

○開設日・時間

- ①平日：授業終了後から午後7時まで
- ②土曜日、長期休業日：午前7時15分から午後7時まで

○活動内容

- 平日は、主に教室での学習や体育館でのスポーツ活動を行います。
- 土曜日は、体験活動（ものづくり体験やクッキングなど）を行います。

■問い合わせ先

教育委員会 社会教育班（内線211）

就学援助費支給制度

町では、経済的理由で就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費や給食費などの必要な援助を行っています。

○支給対象者

- ・鶴田町に住所を有するか、または鶴田町立の小中学校に在籍する児童生徒の保護者
- ・生活保護受給世帯程度に、生活に困っていると認められた方

○援助項目

新入学児童生徒学用品費（第1学年のみ）、学用品費、修学旅行費、PTA会費、学校給食費

■問い合わせ先

教育委員会 学務総務班（内線214）

鶴田町では、町に定住する子

特定不妊治療

一般不妊治療・不育症治療の助成

不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を目的に、不妊治療に要する費用の一部を助成しています。

《特定不妊治療》

- 助成対象：「青森県特定不妊治療費助成事業費補助金」の交付を受けている方
- 助成額：治療に要した費用から「青森県特定不妊治療費助成事業」より受けた助成額を引いた額
(1回の治療の限度額：10万円)

《一般不妊・不育症治療に対する助成》

- 助成対象：医師が必要と認めた医療費
- 助成額：治療に要した費用の2分の1
年度内上限 一般不妊治療費 5万円
不育症治療費 2万円

■問い合わせ先

健康保険課 健康長寿班 (内線131)

ハイリスク妊産婦 アクセス支援事業

妊産婦さんが治療、出産、お子さんの面会等のために周産期母子医療センターへ入院または通院する際に必要な交通費や宿泊費の一部を助成します。(R2年度実施予定)

○助成内容

交通費、宿泊費について、上限5万円まで助成します。

○対象者

- ①妊産婦で、治療のために周産期母子医療センターへ通院または入院している。
- ②産婦で、NICU(新生児特定集中治療室)等に入院しているお子さんへ面会等をするために周産期母子医療センターへ通院している。

■問い合わせ先

健康保険課 健康長寿班 (内線131)

中学生までの子ども医療費が無料

中学生までの子どもの医療費(保険診療に関わる自己負担分)を町が全額助成します。

【中学生については、令和2年10月1日より開始】

○対象医療費

入院医療費・通院医療費の一部負担分
(入院時食事療養費等の保険外医療費は除く。)

○対象者

- ・乳幼児から中学生までの子ども
- ・鶴田町に住所を有し、健康保険に加入していること
- ・保護者が町税等を滞納していないこと

■問い合わせ先

町民生活課 福祉支援班 (内線164)

児童育成支援金

町の宝である子どもたちが、健やかに成長できるように支援します。

- ・第3子誕生のとき…誕生祝金 30万円
(4人目以降は10万円ずつ加算されます)
- ・3歳に達したとき…健やか祝金 10万円
- ・小学校入学…入学祝金 20万円
- ・中学校入学…入学祝金 20万円
- ・中学校卒業…卒業祝金 20万円

○対象

- ・第3子以降が生まれた時点で、夫婦のどちらかが鶴田町に5年以上住所を有していること

■問い合わせ先

町民生活課 暮らしの窓口班 (内線153)

一時預かり保育事業

冠婚葬祭、お仕事、その他急な用事などでお子さんの世話ができなくなったとき、日中お子さんを預かる制度です。(※未就学児のみ利用可能)

○実施施設

認定こども園はやせ

○利用日時

月曜日から金曜日(祝日、年末年始を除く)
午前8時から午後5時まで

※現在、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一時休止中

■問い合わせ先

認定こども園はやせ (TEL:0173-22-5847)

子育て支援センター

子育て支援センターとは、主に乳幼児を持つ親とお子さんが気軽に利用し、交流や育児相談ができる場所です。(※令和2年8月より再開予定)

○委託場所

つるた乳幼児園

○活動内容

子育て何でも相談、育児講座、子育て談話室の開放、保育園の開放(妊婦、乳幼児親子保育体験・大人、小中高生ふれあい体験)、出張保育(親子リフレッシュタイム等)

■問い合わせ先

つるた乳幼児園 (TEL:0173-22-3765)